

## 和歌山県立医科大学次期中期目標・計画策定について(案)

- 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、法人に指示する。(法25-1)
- 法人は、中期目標を達成するための計画(中期計画)を定め、知事の認可を受ける。(法26-1)

現行中期目標・計画期間が今年度末に終了するため、新たな目標・計画を策定

### 【現行中期目標・計画の課題】

◎中期目標・計画で規定する事項について法律で定められているものの、法人事業全般にわたって詳細に記載しているため、**項目が多岐**にわたり、**重複した目標・計画もあり、項目数も多い。**

### 【見直しの観点】

◎次期中期目標・計画の策定に当たっては、現行中期目標・計画の課題及び国立大学・他の公立大学の動向等を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

- ①重点項目を中心に記載
- ②項目数の削減(特に中期計画)

- 「選択と集中」による特色ある法人事業の推進
- さらなる県施策の推進(がん対策、地域医療、産業振興 etc.)
- より適格な評価の実現と、評価結果の効果的な反映

## 和歌山県立医科大学 現行中期目標・計画・年度計画項目数

項 目	項目数		
	中期目標	中期計画	年度計画
第2 教育研究の質の向上に関する目標	59	157	224
1 教育に関する目標	(29)	( 72)	(114)
2 研究に関する目標	( 8)	( 22)	( 26)
3 附属病院に関する目標	(15)	( 41)	( 61)
4 地域貢献に関する目標	( 5)	( 13)	( 14)
5 産官学との連携に関する目標	( 1)	( 4)	( 5)
6 国際交流に関する目標	( 1)	( 5)	( 4)
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	6	20	22
第4 財務内容の改善に関する目標	3	10	11
第5 自ら行う点検及び評価並びに当該情報の提供に関する目標	3	9	9
第6 その他業務運営に関する目標	5	15	19
合 計	76	211 【 11】	285 【 45】

※年度計画の項目数は、H18～H23までの6カ年間の平均項目数。

【 】内は、再掲項目数。

## 他大学における次期中期目標の項目数について

	教育・研究	附属病院	社会貢献等	法人運営等	合 計
横浜市立大学	11	8	5	10	34
名古屋市立大学	16	4	5	16	41
旭川医科大学	37	4	5	19	65
滋賀医科大学	9	4	4	13	30
京都大学	21	4	5	23	53
名古屋大学	5	2	2	10	19
神戸大学	9	2	2	15	28
九州大学	12	4	4	15	35
平均(8大学)	15	4	4	15	38
平均(2大学)	23	4	4	16	48
(参考)和歌山県立医科大学	37	15	7	17	76

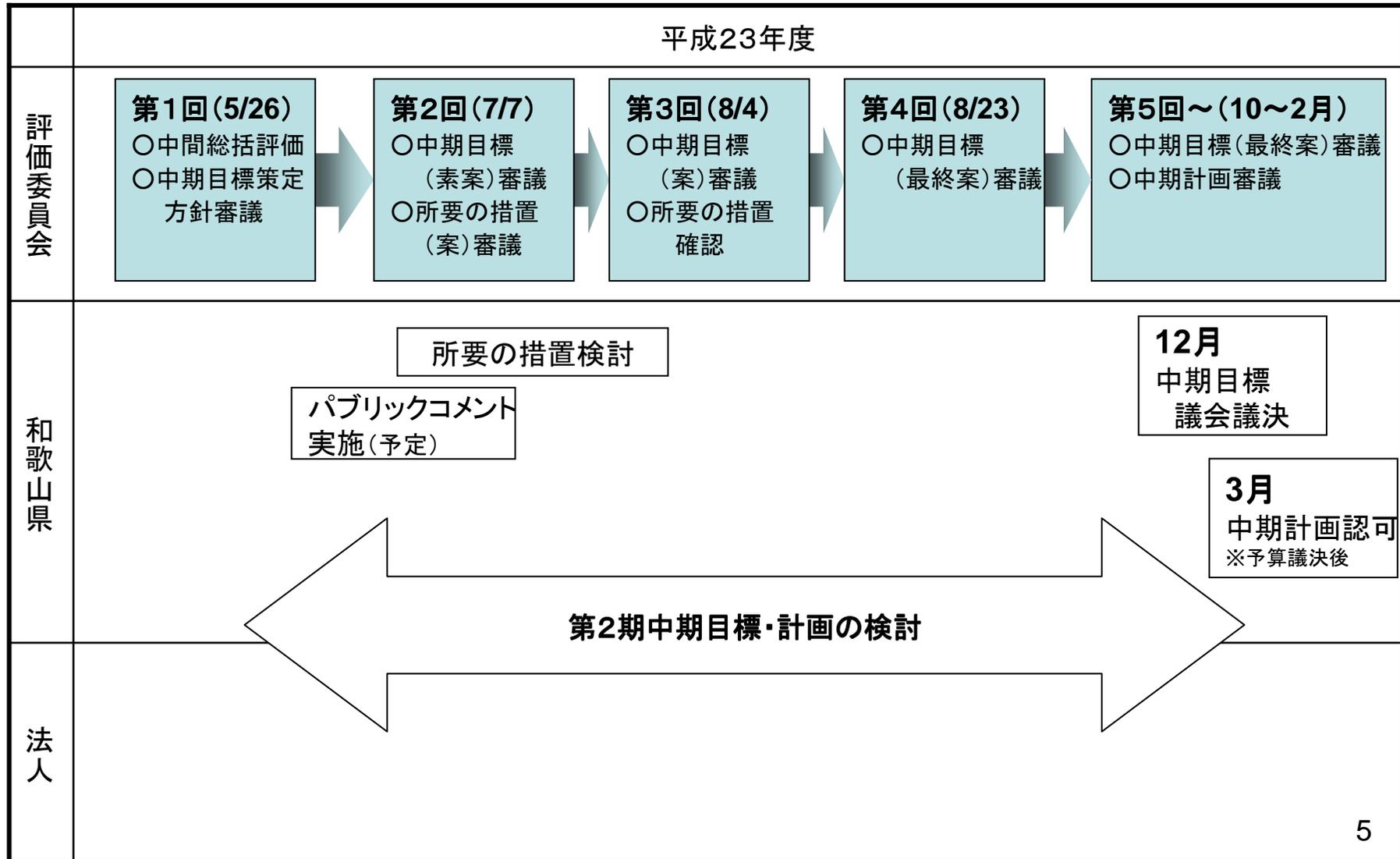


他大学と比較して、「教育・研究」及び「附属病院」に係る項目数が多い。

## 次期中期目標・計画策定において検討を要する意見等

県議会での質疑より(要約)	設置者として
<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん対策の推進</li> <li>○救急医療体制の充実と強化</li> <li>○医師・看護師不足対策への取り組み</li> <li>○「研究費の不適正支出」に係る再発防止</li> <li>○県民の意見が反映される仕組みの構築</li> <li>○橋本医療圏での紀北分院の役割</li> <li>○基礎研究の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高い国家試験合格率の実現及び維持</li> <li>○産官学連携の推進</li> <li>○医療観光への貢献</li> <li>○地域医療の充実</li> <li>○がん対策の推進</li> <li>○医師・看護師確保対策</li> <li>○コンプライアンスとガバナンス機能の充実</li> </ul>
<p>評価委員会の中間総括評価より(要約)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県においても深刻な問題となっている医師不足等に対して、「生涯研修・地域医療支援センター」等の組織強化を行い、更なる地域の医療機関への支援強化を期待する。</li> <li>○ 医療用材料、医薬品においては、経費抑制には至っていないため、今後、実行可能な抑制策を立案する必要がある。</li> <li>○ 平成21年度に顕在化した「研究費の不適正支出」について、既に「監査室」の設置など積極的な再発防止に取り組んでいるが、更なるガバナンス強化への取り組みを期待する。</li> <li>○ 監査システムを早急に構築し、機能ある体制を確立させる必要がある。</li> <li>○ 平成22年度に開院の紀北分院について、今後、病床稼働率及び収支の改善に期待する。</li> <li>○ 医師国家試験の合格率が低下しており、原因の探求と対策を進め、今後、改善に向けた努力が必要である。</li> <li>○ 外部資金獲得のため企業とのマッチングの促進を期待したい。</li> <li>○ アウトソーシングについては、常に点検、見直しを行う必要がある。</li> <li>○ 医療材料、医薬品の仕入れに関し、入札方法を改善し、価格交渉の取り組みへの強化が望まれる。</li> </ul>	

# 和歌山県立医科大学次期中期目標・計画策定スケジュール



## ○地方独立行政法人法(抜粋)

(中期目標)

### 第25条

設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

### 第26条

地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 設立団体も長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 略

(中期目標等の特例)

### 第78条

公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項大1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 略

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略